

児童生徒の自殺の状況について



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

児童生徒の自殺予防に関するこれまでの経緯

◆ 自殺対策基本法(平成18年6月公布、同年10月施行)

→改正法が平成28年4月より施行

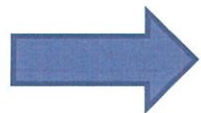
- ・ 各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育・啓発
 - ・ 困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発
 - ・ 児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発
- について、学校は行うよう努めること等が新たに追加。

◆ 自殺総合対策大綱(平成19年6月・24年8月・29年7月閣議決定)

→平成29年7月25日に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定

その中で、文部科学省関連項目に、

- ・「SOSの出し方に関する教育」
 - ・「医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育」
- を推進すること等が新たに追加。



さらなる専門的な自殺予防教育の推進が必要

＜参考＞自殺総合対策における当面の重点施策【ポイント】

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※下線は旧大綱からの主な変更点

1.地域レベルの実践的な取組への支援を強化する ・地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員配置・専任部署の設置の促進	2.国民一人ひとりの気づきと見守りを促す ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施 ・(SOSの出し方に関する教育の推進) ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進	3.自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用 ・(革新的自殺研究推進プログラム) ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査 ・死因究明制度との連動 ・オンライン施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析	4.自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る ・医療等に関する専門家を養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援	5.心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進	6.適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
7.社会全体の自殺リスクを低下させる ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・ひきこもり、児童虐待、性犯罪 ・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進	8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進	9.遺された人への支援を充実する ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ・遺児等への支援	10.民間団体との連携を強化する ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援	11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援	12.勤務問題による自殺対策を更に推進する ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

新たな自殺総合対策大綱における施策の実施状況(児童生徒課関係抜粋)

< 自殺総合対策における当面の重点施策 >

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

(2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施(SOSの出し方に関する教育含む)

⇒ 「子供に伝えたい自殺予防(学校における自殺予防教育導入の手引)」の作成

・「児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)」、「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について(通知)」の発出

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

(4) 子ども・若者の自殺等についての調査

⇒ 「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」の実施

4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

(4) 教職員に対する普及啓発等

⇒ 「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」「生徒指導担当者連絡会議」の開催

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備

⇒ 各協議会等における「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止基本方針」の周知

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー活用による教育相談体制の充実

(4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

⇒ 被災地にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを緊急派遣

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

(16) 性的マイノリティへの支援の充実

⇒ 各協議会等における「いじめ防止基本方針」の改定の周知

(17) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化

⇒ 24時間子供SOSダイヤル(全国統一ダイヤル、無料)による相談体制の支援

・SNS等を活用した相談体制の構築

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

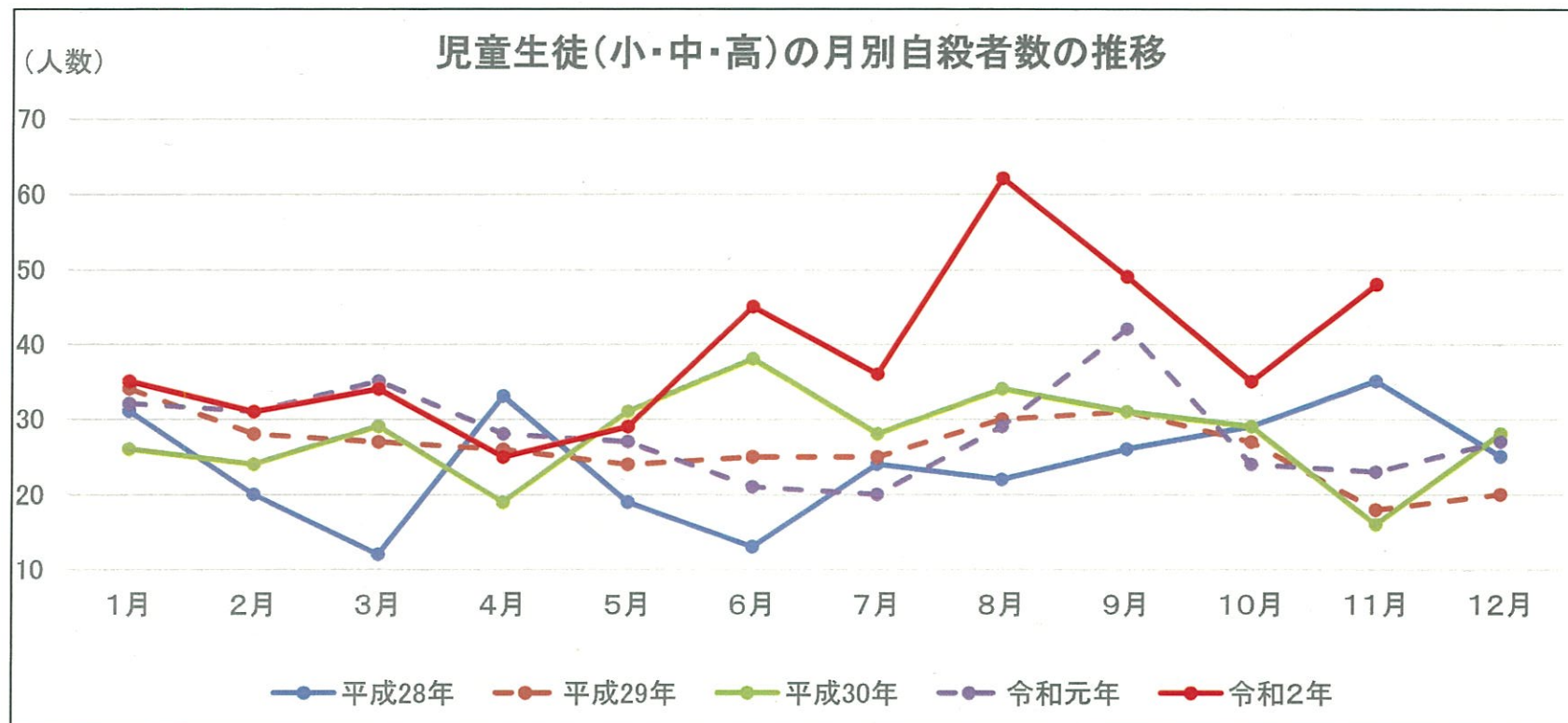
(6) 学校、職場等での事後対応の促進

⇒ 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」の作成

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

⇒ 上記の取組を更に推進する

児童生徒の月別自殺者数[推移](厚生労働省・警察庁)①



年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成28年	31	20	12	33	19	13	24	22	26	29	35	25	289
平成29年	34	28	27	26	24	25	25	30	31	27	18	20	315
平成30年	26	24	29	19	31	38	28	34	31	29	16	28	333
令和元年	32	31	35	28	27	21	20	29	42	24	23	27	339
令和2年	35	31	34	25	29	45	36	62	49	35	48		429

(出典)厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)を基に文部科学省において作成

＜ポイント＞本年8月における児童生徒の自殺者数は62人で、前年同月と比較して約2倍。

児童生徒の月別自殺者数[推移](厚生労働省・警察庁)②

学校種及び男女別自殺者数

			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和元年	小学生	総数	0	0	3	1	0	0	1	0	1	0	0	0	6
		男子	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3
		女子	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
	中学生	総数	11	7	10	7	5	6	6	10	12	2	9	11	96
		男子	4	4	8	6	3	4	3	7	6	2	4	8	59
		女子	7	3	2	1	2	2	3	3	6	0	5	3	37
	高校生	総数	21	24	22	20	22	15	13	19	29	22	14	16	237
		男子	17	16	13	15	13	10	7	16	22	17	10	14	170
		女子	4	8	9	5	9	5	6	3	7	5	4	2	67
令和2年	小学生	総数	2	1	1	1	0	1	0	1	1	1	3	-	12
		男子	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	-	4
		女子	2	1	0	1	0	1	0	1	1	0	1	-	8
	中学生	総数	12	13	9	7	6	17	9	17	14	8	6	-	118
		男子	6	4	4	5	4	13	6	9	9	4	3	-	67
		女子	6	9	5	2	2	4	3	8	5	4	3	-	51
	高校生	総数	21	17	24	17	23	27	27	44	34	26	39	-	299
		男子	13	7	17	11	16	15	14	22	19	18	23	-	175
		女子	8	10	7	6	7	12	13	22	15	8	16	-	124

(出典)厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)を基に文部科学省において作成

令和元年(平成31年)における児童生徒の自殺者数の原因・動機別表 ～原因・動機数における上位10項目～

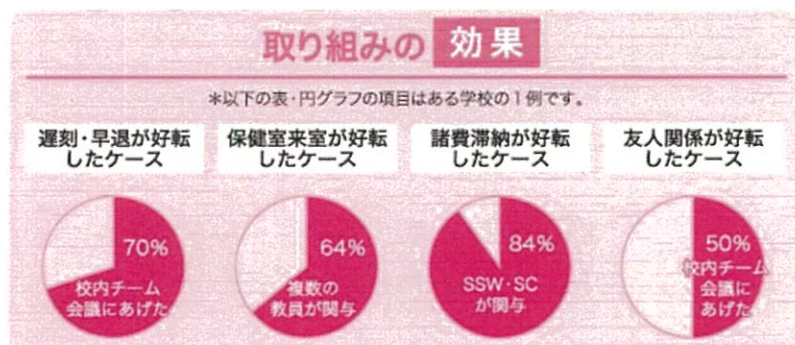
順位	小項目	人数	大項目
1	学業不振	43	学校問題
2	その他進路に関する悩み	41	学校問題
3	親子関係の不和	30	家庭問題
4	家族からのしつけ・叱責	26	家庭問題
5	病気の悩み・影響(その他の精神疾患)	26	健康問題
6	その他学友との不和	24	学校問題
7	入試に関する悩み	21	学校問題
8	病気の悩み・影響(うつ病)	20	健康問題
9	失恋	16	男女問題
10	その他交際をめぐる悩み	13	男女問題

※同順位の項目が多く表に記載しきれない場合がある。

※小項目の「その他」は除く。

(出典)厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)を基に文部科学省において作成

スクリーニングの効果



※SSW：スクールソーシャルワーカー SC：スクールカウンセラー

(実施自治体より)

実施教員の声

- ・ 学年団で1人ずつ見つめ直して、「そういえばこの子そうやったね」と話し合え、1人ひとりがよくみえるようになった。
- ・ スクリーニングシートの項目が1つの指標になり、子供のどんな様子に着目すべきなのか、若手教員にとってもわかりやすくなった。
- ・ 教師の家庭や子供理解が進み、子供が通いやすい学校環境につながった。
- ・ あまり気にかけてなかった子のしんどさも見え「隠れしんどい子」の発見につながった。
- ・ 複数の視点が入ることで、学校での目に見える様子から、その向こうにある目に見えない家庭状況などへの配慮ができるようになってきた。
- ・ みんなで検討してもらった些細な声かけだが、自信をもってできる。
- ・ 役割分担が明確になって、教師が整理してSSWを活用するようになった。

虐待リスク
いじめリスク
貧困リスク
発見できる！

スクリーニング活用ガイド

～表面化しにくい児童虐待、いじめ、経済的問題の早期発見のために～

スクリーニングとは

全ての児童生徒を対象として、問題の未然防止のために、データに基づいて、潜在的に支援の必要な児童生徒や家庭を適切な支援につなぐための迅速な識別

教師にとって

児童生徒理解が深まる

スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカーにとって

発見、重大事案の
予防につながる

全てにとって

1人の抱え込みの防止、
負担軽減、チーム力UP！

スクリーニングの進め方



発行：文部科学省
協力：大阪府立大学 山野則子研究室
eb-ssw@sw.osakafu-u.ac.jp

このシートはチェックだけでなく、チェックや議論の結果から方向性が示唆されるシートです。御活用の際は上記アドレスに御連絡ください。

スクリーニングから学校での対応・支援につなぐプロセス

スクリーニング会議

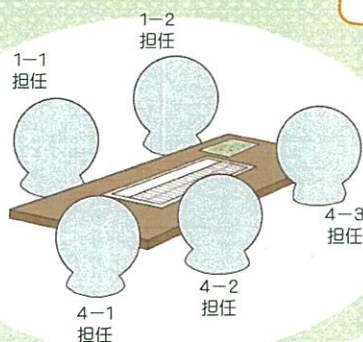
準備編

1. スクリーニング会議をいつ行うか決める。
たとえば、年間学年会議等を活用する。
2. スクリーニング会議を行う日時と
スクリーニングシート入力締切日
(おおむね会議の1週間前)を
全教職員に通知する。
3. 各自スクリーニングシートに入力を行う。

会議当日

4. 入力結果を学年全員で確認して、
チーム会議にあげるか議論する。
支援の方向性 (A B C) はどれか必ず決める。

☆SSWがスクリーニング会議に入る、
陰からでもファシリテートをすることで、
流れがスムーズになる。



教員がすること、SSWがすること
が明確になる

学期ごとに行うことで、
変化を把握できる

A

教職員の関与
・ 学年団
・ 担任
・ 養護教諭
等のアプローチ

B

地域資源の活用

・ 学習支援
・ 居場所
・ 子供食堂
・ 地域人材
・ 家庭教育支援
等の活用

C

専門機関の活用

・ 児童相談所
・ 家庭児童相談室
・ 少年サポートセンター
・ 教育センター
・ 福祉制度
等の活用

チーム会議

スクリーニング会議で「チーム会議にあげる」
となった児童生徒について、
多職種を交えたチームでアセスメントを行い、
支援の方向性を具体的に決定する。
随時、見直しも行う。

*チーム会議の場をケース会議として
アセスメントを行うことも可能。



児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)

(令和2年11月30日付け2初児生第15号)

- 18歳以下の自殺は、長期休業明けの時期に増加する傾向があることから、長期休業明けの自殺予防に関する取組の強化を促す通知を発出
- その際、本年においては、新型コロナウイルス感染症による影響も否定できないところ、本年8月の児童生徒の自殺者数は、前年度比で約2倍、そのうち、女子高校生は約7倍となっていることを明記し、各教育委員会等に対し注意を喚起

通知の概要

18歳以下の自殺は、長期休業明けの時期に増加する傾向があること、特に令和2年8月における児童生徒の自殺者数は、前年度と比較し約2倍、そのうち、女子高校生の自殺者数は前年度と比較し約7倍となっていることを踏まえ、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、実施することを周知。

(1)学校における早期発見に向けた取組

- 各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。学校が把握した悩みを抱える児童生徒やいじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校(学年)登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。
- SOSの出し方に関する教育を実施するなどにより、「24時間子供SOSダイヤル」や、SNS等を活用した相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。

(2)保護者に対する家庭における見守りの促進

- 保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。
(※「24時間子供SOSダイヤル」について児童生徒・保護者ともに利用できることを周知。)

(3)学校内外における集中的な見守り活動

- 長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校内外における児童生徒への見守り活動を強化すること。

(4)ネットパトロールの強化

- 都道府県教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和3年度要求・要望額 73億円
(前年度予算額 67億円)



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から6年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。



		スクールカウンセラー等活用事業	スクールソーシャルワーカー活用事業
		令和3年度要求・要望額：5,344百万円(前年度予算額：4,866百万円)	令和3年度要求・要望額：1,973百万円(前年度予算額：1,806百万円)
補助制度	補助割合	国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3	国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3
	実施主体	都道府県・政令指定都市	都道府県・政令指定都市・中核市
	補助対象経費	報酬・期末手当、交通費等	報酬・期末手当、交通費等
求められる能力・資格		- 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則) - 公認心理師、臨床心理士等	- 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則) - 社会福祉士、精神保健福祉士等
基盤となる配置		✓ 全公立小中学校 に対する配置(27,500校)	✓ 全中学校区 に対する配置(10,000中学校区)
重点配置等	いじめ・不登校	- いじめ・不登校対策のための重点配置：1,500校(←500校) ※不登校特例校や夜間中学への配置を含む - 教育支援センターの機能強化：250箇所	- いじめ・不登校対策のための重点配置：1,500校(←500校) ※不登校特例校や夜間中学への配置を含む - 教育支援センターの機能強化：250箇所
	虐待・貧困	- 虐待対策のための重点配置：1,200校(←1,000校) - 貧困対策のための重点配置：1,400校	- 虐待対策のための重点配置：1,500校(←1,000校) - 貧困対策のための重点配置：1,400校
	質の向上	➢ スーパーバイザー の配置： 114人 (←67人)	➢ スーパーバイザー の配置： 114人 (←67人)

24時間子供SOSダイヤルについて

誰かがいいる
話したい
今、



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいいたら、
いつでも話を聞きましょう

通話料無料になりました
24時間子供SOSダイヤル ☎ **0120-0-78310** なやみいおう

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら ☎ 189番 (児童相談所全国共通ダイヤル)	子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110 (通話料無料、相談員または 人権擁護委員による相談窓口)	各都道府県警察本部に よる少年相談窓口 (右のQRコードから近くの 窓口を調べられます)
---	--	---

内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

※平成28年4月の通話料無料化及び番号変更に伴い、本ポスターを
全国の学校等に配布

電話番号

(なやみいおう)

0120 - 0 - 78310

概要

子供たちが**全国どこからでも夜間・休日を含め
て24時間**いじめ等の悩みを相談することができる
よう、**全国统一ダイヤル**を設置。

統一ダイヤルに電話をすれば、原則として**電話
をかけた所在地の教育委員会の相談機関**に接続
される。

経緯

平成19年2月～ 全都道府県及び指定都市教育
委員会で実施開始

平成28年4月～ **通話料無料化**

財政措置

相談員の人件費：国で1／3負担
地方自治体で2／3負担

通 話 料：国で全額負担

SNS等を活用した相談事業

令和3年度要求・要望額 (補助事業) 53億円の内数
(調査研究事業) 0.1億円



<背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっている。

(参考)

コミュニケーション系メディアの平均利用時間 (令和2年度版情報通信白書 (総務省))

[平日1日] (令和元年度)

10代: 携帯電話 3.3分、固定電話 0.4分、ネット通話 9.2分、ソーシャルメディア 64.1分、メール利用 16.0分

<事業概要>

① SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援 (補助事業)

(事業内容)

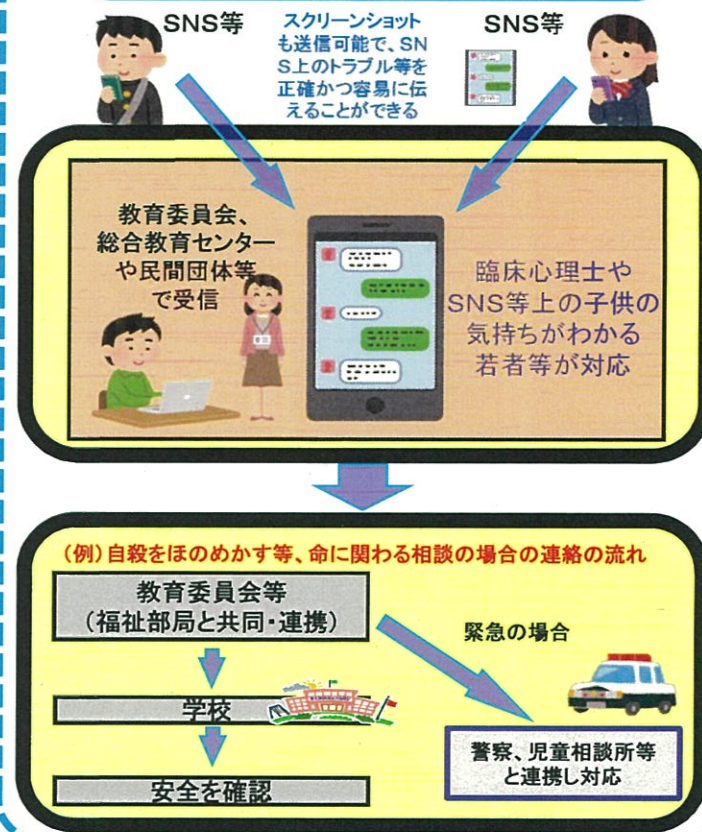
SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。令和3年度より、支援の対象を全ての都道府県・指定都市に拡大。

② SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究 (委託事業)

(事業内容)

SNS等を活用した相談体制の展開を図りつつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする研究を実施

【イメージ】SNS等を活用した相談



対象
校種

①②小学校・中学校・高等学校等

対象
経費

①報酬、期末手当等
②SNS等を活用した相談体制の在り方の検討に要する経費

実施主体
委託先

①都道府県・指定都市
②民間団体等

補助割合
委託箇所数

①国: 1/3 都道府県・指定都市: 2/3
②1箇所